

調達要求番号：59N11AS0001

情報本部大井通信所仕様書			
物品番号		仕様書番号	
件名	樹木等剪定伐採除草処理役務	DIH-LW-25005	
		大臣	令和 年 月 日
		作成	令和7年 1月31日
		変更	令和 年 月 日
		作成部隊等	情報本部大井通信所

1 総則

本仕様書は、情報本部大井通信所において実施する「樹木等剪定伐採除草処理役務」について規定する。

2 用語の定義

- (1) 樹木等剪定伐採除草処理とは通信所敷地内の樹木等剪定伐採除草処理することをいう。
- (2) 発生材とは樹木等剪定伐採除草処理作業により切り出した樹木等をいう。

3 役務の内容

(1) 種類

別紙による。

(2) 作業箇所

樹木等剪定伐採除草処理区域については現地において監督官等が指示する。

(3) 作業実施予定日

令和7年6月9日（月）から令和7年10月17日（金）各日0900～1600

履行期間 令和7年6月9日（月）から令和7年10月17日（金）

#1 令和7年6月9日（月）～令和7年6月13日（金）

#2 令和7年7月7日（月）～令和7年7月11日（金）

#3 令和7年7月22日（火）～令和7年7月25日（金）

#4 令和7年8月18日（月）～令和7年8月22日（金）

#5 令和7年9月8日（月）～令和7年9月12日（金）

#6 令和7年10月14日（火）～令和7年10月17日（金）

(4) 使用器材等

契約相手方による。

(5) 樹木等剪定伐採除草処理

7作業に際しては造園施工管理技士若しくは同等の資格を有するものを置くこととし、事前に資格証明書のコピーを提出すること。

7作業に際し周辺の樹木建物等に障害を与えないように十分に注意すること。

(6) 運搬処分

樹木等剪定伐採除草処理により発生した枝等は請負者の責任において搬出するとともに関係法令等に基づき場外で適切に処分しこれを証明できる書面を提出すること。

4 役務作業場所

防衛省情報本部大井通信所敷地内

5 条件

(1) 契約相手方

契約相手方は関係法令等を遵守し適正に実施するものでなければならない。

(2) 復旧補償

作業実施に関して隊員及び部外者等に傷害等を与えた場合または施設等に損害を与えた場合は契約相手方の責任において復旧及び補償するものとする。

(3) 現場管理

契約相手方は現場代理人等を指定し関係法令に基づき現場の管理を行い防災に努めること。また危険性のある場所には危険標示等の処置を行うものとする。

(4) 立入

契約相手方は所内への立入に際しては官側の指示する様式により指定期日までに報告書類を作成提出するものとする。また作業現場及び許可された場所以外への無断立入等は厳禁とする。

(5) 役務写真

作業写真は作業の着手前・作業中・完成及び主要な作業段階の役務状況、使用材料、その他官側の指示するものをサービス判サイズで整理し1部を提出するものとする。

(6) 秘密保全

契約相手方は職務上知り得た事項または内容については守秘義務等により他のものに漏らしてはならない。

6 役務作業場所

検査監督は検査監督官等が定める監督検査実施要領による。

7 その他の指示

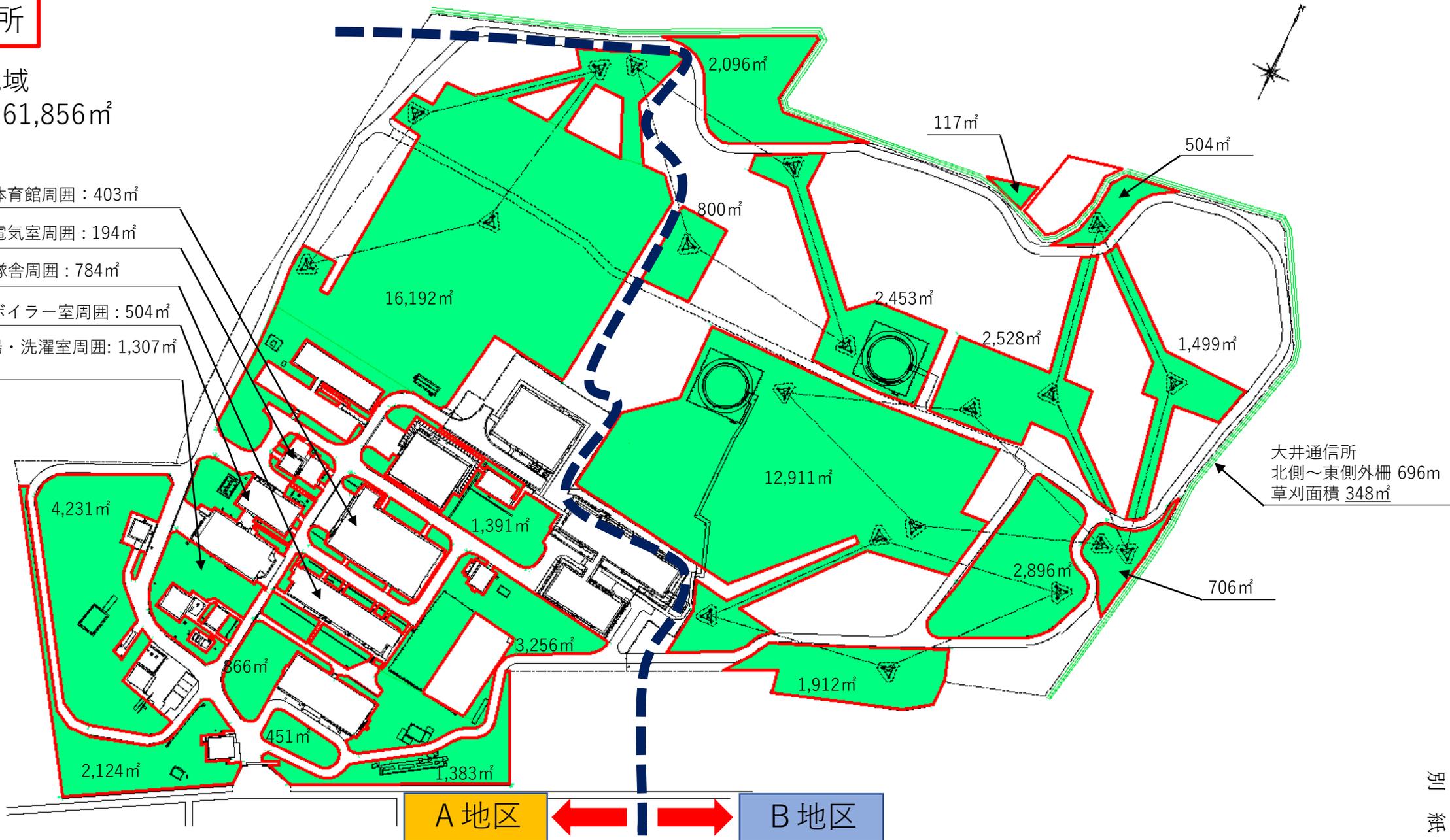
この仕様書に疑義が生じた場合は速やかに契約担当官等と協議するものとする。

草刈り地域

作業場所

草刈り地域
総面積：61,856㎡

- 体育館周囲：403㎡
- 電気室周囲：194㎡
- 隊舎周囲：784㎡
- ボイラー室周囲：504㎡
- 食厨・浴場・洗濯室周囲：1,307㎡



大井通信所
北側～東側外柵 696m
草刈面積 348㎡

